

日本

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒106-6036 港区六本木一丁目6番1号

泉ガーデンタワー

Tel: (813) 6888 1000

Email: info@amt-law.com

Website: www.andersonmoritomotsune.com



目下部 真治

個人情報保護法のM&A取引に与える影響

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)は、2005年4月1日にその施行が全面化した。M&A取引のデュー・ディリジェンスおよびその後の局面において、幾つかの新たな問題をもたらしている。

個人情報保護法の規定

個人情報とは、それ単独または他の情報と合わせることにより、特定の個人を識別することができる情報をいい、個人情報保護法は、この個人情報の取得、利用、第三者提供などを規律している。

個人情報を取り扱う主体(個人情報取扱事業者)は、個人情報の取得に際し、またはその後速やかに、その個人情報により識別される個人(本人)に対し、その利用目的を通知し、または公表しなければならない(18条)。一定の例外を除き、個人情報は、本人の同意を得ないで、通知等された利用目的の範囲を超えて取り扱ってはならない(16条)。個人情報取扱事業者による利用目的の変更は、元の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない(15条)。データベースへと体系化された個人情報は個人データとされ、個人情報取扱事業者は、原則として、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(23条)。

デュー・ディリジェンスの際の第三者提供

個人データを第三者に提供しようとする個人情報取扱事業者に対して、本人の同意を得ることを要求する規定は、合併等の事業承継の場合をその例外とする。しかし、この例外は実際になされた事業承継に関するものに過ぎず、企図されているM&A取引におけるデュー・ディリジェンスの局面には残念ながら適用されない可能性が高い。他企業の事業の買収を意図する当事者としては、デュー・ディリジェンスの局面において対象企業の従業員に関する個人データへのアクセスを必要とすることがしばしばあるため、この点は問題となる。

多くの場合、進行中のM&A取引のデュー・ディリジェンスの局面において(またはその後においてさえ)、対象企業の従業員からその個人データの提供について同意を得ようとすることは実務的に不可能である。そのため、取引の当事者は、デュー・ディリジェンスの対象とする従業員の情報の範囲を狭め、それが個人データとならないようにする必要が生じることがあり得る。しかしこれは、買収者

による対象企業の価値や付随するリスクの評価を困難にする可能性がある。

個人情報保護法の遵守に関する問題

デュー・ディリジェンスにおける個人データの第三者提供に関する問題に加え、対象企業が個人情報保護法に違反している可能性も問題として挙げられる。個人情報保護法の違反に対する制裁としては、違反者に対して行政上および刑事上の罰則が課せられるほか、プライバシー侵害を理由とする個人情報の対象者本人に対する民事責任が生じ得る。これを踏まえると、買収者が買収に先立ち対象企業による個人情報保護法の遵守の状況を評価できることが極めて重要である。しかしながら、これは実務的に困難な場合があり、その場合、買収者は、適切な表明保証とそれに対応する補償約束を、対象企業やその支配企業から取得することを欲することもあり得よう。

加えて、事業承継を通じて取得した個人情報についても、その利用が本人に通知等された元の利用目的の範囲という制限に依然として服することには注意すべきである。このことは、買収者にとっての個人情報の価値を限定的なものとすることがあり得る。

結語

個人情報保護法は日本において事業を行うあらゆる私企業に適用されるものであり、その違反は、行政上および刑事上の罰則のみならず、民事責任をも生じさせる可能性がある。従って、個人情報が関係するM&A取引を検討する際には、以上のとおり個人情報保護法の遵守に特段の注意を払わなければならない。